

岬町文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月16日

岬町長 田代 堯

岬町規則第6号

岬町文書管理規則の一部を改正する規則

岬町文書管理規則（令和6年岬町規則第9号）の一部を次のとおり改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

（決裁終了後の決裁文書の修正の禁止）

第24条の2 決裁文書の内容を決裁終了後に修正することは、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて順次決裁を経ること（以下この条において「修正のための決裁」という。）をしなければ、これを行ってはならない。

2 修正のための決裁には、当初の決裁文書からの修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付しなければならない。

3 行政機関の意思決定の内容そのものが記載されている、直接的な決裁対象となる行政文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修正を行った場合、その原本は、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書とする。

4 修正のための決裁を行った場合、決裁対象文書のうち施行が必要な文書については、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。

(1) 当初の決裁対象文書の施行日前 当初の決裁における文書番号及び施行日

(2) 当初の決裁対象文書の施行日以後 修正のための決裁における文書番号及び施行日

5 前項の規定にかかわらず、当初の決裁文書の本体ではなく、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合、施行が必要な文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。

6 修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りに係るものである場合には、第1項の規定にかかわらず、修正のための決裁に係る手続を、簡素化することができる。

別表（第14条関係）中第1項及び第2項を次のように改める。

1 条例（地方自治法第14条第1項の規定により制定するもの）

(1) 制定する場合

ア 議案の書式

議案第〇〇号

×××岬町〇〇〇〇条例の制定について

